

越監告示第 16 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、監査指摘事項の措置状況を次のとおり公表します。

令和 8 年 3 月 26 日

越前市監査委員 田中英夫

同 片岡由季子

同 吉田啓三

記

1 監査対象及び執行期間

対象：観光誘客課

執行期間：令和 7 年 12 月 3 日～12 月 5 日

2 措置状況

区分	指摘事項
表題	道の駅「越前たけふ」の指定管理における細目協定書について
監査の結果	<p>道の駅「越前たけふ」の指定管理について、細目協定書第 1 条第 6 項（市指定催事等）では、「乙（受託者）は、道の駅でのイベントを実施すること。事業に要する費用については、原則として年額 10,000,000 円とする。また、実施するにあたり、事前にその具体的内容、施設の配置計画、収支計画等を甲（市）に対して協議しなければならない。」と規定している。しかしながら、両者での事前協議の記録等がなく、収支計画等も確認できなかった。</p> <p>当該事項については、昨年度も指導を行っているが未だに改善されていないことから、細目協定書に基づく適切な運用となるよう、指摘する。</p>
措置の内容	<p>受託者に対しても事前協議の徹底を指導するとともに、市指定催事等を行う場合には、事前に具体的内容、施設配置計画、収支計画等の協議を行い、記録を残します。</p>